

尼崎市雇用調整助成金等申請サポート給付金

**雇用調整助成金の申請を社会保険労務士又は弁護士に
依頼した場合、最大10万円まで給付します。**

※申請受付期間と対象休業期間を変更しました。

申請受付

令和3年6月30日（水）まで（必着）

※予算上限に達した時点で受付を終了させていただく場合がございます。ご了承ください。

対象者

1. 尼崎市内の事業所において、令和3年1月1日から令和3年4月30日までの緊急対応期間内に休業等を実施した中小企業者又は個人事業主
2. 雇用調整助成金の支給決定を受けている
3. 過去に本給付金を受け取っていない
4. 市税の滞納がない 等を満たす事業者が対象です。

R3年3月31日までに本給付金を受け取られた事業者の方で、**交付金額が10万円に満たない事業者の方のみ2回目の申請が可能です。**

（2回目の給付上限額は、10万円から1回目の交付金額を差し引いた額です。）

対象経費

- ・ **申請代行料金、着手金、報酬等が対象**です。（消費税及び地方消費税を除く）
- ・ **補助率10分の10**（原則1事業者1回限り、上限10万円）

申請書類

- ・ 尼崎市雇用調整助成金等申請サポート給付金申請書及び誓約書
- ・ 社労士又は弁護士に依頼した業務内容及び金額が確認できる書類
- ・ 社労士又は弁護士に対象経費を支払ったことが確認できる書類
- ・ 雇用調整助成金の支給申請書及び支給決定通知書の写し
- ・ 履歴事項全部証明書（法人のみ）、免許証等の本人確認書類（法人以外）
- ・ 市税に滞納がないことの証明書
- ・ 本給付金の振込先の口座が確認できる書類



申請方法

郵送

してください。

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所本庁 しごと支援課宛

お問合せは

TEL 06-6430-7635

尼崎市役所 しごと支援課

（詳細は尼崎市ホームページ（ID: 1023267）をご覧ください。）